

議案第59号

総社市空家等の対策の推進に関する条例の一部改正について

総社市空家等の対策の推進に関する条例（平成30年総社市条例第4号）の一部を次のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことに伴い、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市空家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

総社市空家等の対策の推進に関する条例（平成30年総社市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（空家等対策計画）</p> <p>第6条 市長は、<u>法第7条</u>第1項の規定により総社市空家等対策計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>（協議会の設置）</p> <p>第7条 市長は、<u>法第8条</u>第1項の規定により総社市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（空家等及び空家等の跡地の活用等）</p> <p>第13条 市長は、<u>法第15条</u>の規定により空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>（特定空家等に対する措置の判断）</p> <p>第14条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、<u>法第22条</u>の規定により特定空家等に対する措置を講ずる場合においては、当該特定空家等が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（空家等対策計画）</p> <p>第6条 市長は、<u>法第6条</u>第1項の規定により総社市空家等対策計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>（協議会の設置）</p> <p>第7条 市長は、<u>法第7条</u>第1項の規定により総社市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（空家等及び空家等の跡地の活用等）</p> <p>第13条 市長は、<u>法第13条</u>の規定により空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>（特定空家等に対する措置の判断）</p> <p>第14条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、<u>法第14条</u>の規定により特定空家等に対する措置を講ずる場合においては、当該特定空家等が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前

附 則

この条例は、公布の日から施行する。